平成２７年（フ）第２２８６号
大阪市城東区鴫野西５丁目３番５―308号
債務者　関本　兼久
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門林　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２０号
大阪市旭区森小路２丁目14番１号
債務者　ＳＡＭＯＵＲＡＩこと　大津　武士
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森﨑　勇季
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２８４号
大阪府箕面市船場西２丁目５番31―201号
債務者　山田　一美
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　孝匡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４４０号
大阪市東成区中道４丁目３番14号　マンション美光302号、前住所大阪市東成区中道１丁目４番２　森之宮スカイガーデンハウス911号
債務者　山口　浩二
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪田　誠也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６０号
岡山県倉敷市日畑914番地１、旧住所岡山市北区納所55番地１
債務者　棚橋　　巧
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１号
岡山県倉敷市日畑914番地１、旧住所岡山市北区納所55番地１
債務者　棚橋千代子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４０号
広島市安佐南区長束３丁目28番14号
債務者　髙橋　留可
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　好永　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９０号
愛媛県松山市山越４丁目２番６号　ウエストレジデンス大和306号
債務者　武田　　浩
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　康治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月14日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３８０号
大阪府枚方市中宮本町15番29―110号
債務者　信原　文郎
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０１号
大阪府門真市島頭３丁目３番５―305号
債務者　田中　信博
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１８号
大阪市東淀川区大隅１丁目６番25号
債務者　西坂　俊志
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２９号
大阪市住之江区新北島２―２―29　ファーロ新北島207号、住民票上の住所福岡県春日市日の出町３丁目２番地１　アーベインビオ春日２―1102号
債務者　山内　一範
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３２号
大阪市西淀川区姫島５丁目15番９号　アニマート姫島703号室
債務者　村上　彰一
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７０２号
大阪市淀川区東三国６丁目19番８―503号
債務者　改田　佳依
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７３７号
大阪府東大阪市東鴻池町３丁目４番18号
債務者　瀬筒　幸弘
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７６９号
大阪市平野区平野西５丁目４番４号オーケーマンション303号
債務者　岡田佳代子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８１６号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　奥　　勇
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部